

離職による年金加入&失業特例免除&出張年金相談

お知らせ

【会社を辞めた時は国民年金への加入手続きが必要です】

会社を退職された時は、厚生年金から国民年金への切替え手続きが必要です。
手続きをお忘れのままでと、その期間が未納となり、もしもの時に障害年金や遺族年金がもらえないなどの不利益が生じます。
退職した日が分かる書類と本人確認書類をお持ちのうえ、お早めの手続きをお願いします。

【退職(失業)による特例免除制度をご利用ください】

退職(失業)などにより国民年金に加入した方で、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。
特例免除制度は、退職(失業)した年度および翌年度に限り、利用することができます。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。
特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票のコピーなどを持参の上、役場国民年金担当窓口で手続きをお願いします。

【出張年金相談所開設について】

本年度は、6月5日(水)と12月4日(水)に出張年金相談所が開設されます。
相談を希望される方は、事前に高知西年金事務所へ予約をお願いします。

お問い合わせ先

町民課 ☎22-3117
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112
十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112
高知西年金事務所 ☎088-875-1717

5月は赤十字運動月間です

お知らせ

日本赤十字社高知県支部は、災害発生時の医療救護活動のほか、平時には命を救う救急法の普及などの人道的活動に取り組んでいます。

これらの活動は、国や県からの公的資金によらず皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。それら活動資金は、災害時の救援物資や身近な人のいのちを守るための救急法などにカタチを変えて、支援を必要とする方のもとへ届きます。

本年も、「災害からいのちを守る赤十字」の活動にご理解いただくとともに、赤十字活動資金へのご協力をお願いします。



お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115

令和6年度 銃砲刀剣類登録審査

お知らせ

高知県歴史文化財課では、銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品・骨董品として価値のある火縄式銃砲などの古式銃砲や美術品として価値のある刀剣類を登録するための審査会を実施します。

- 実施日 原則、毎月第2火曜日
- 時間 13:30~16:00 (受付は15:30まで)
- 会場 高知県庁 本庁舎 地下第3・第4会議室 (高知市丸ノ内 1-2-20)
- 審査時の携行品
審査を受けようとする銃砲刀剣類
警察署で交付を受けた発見届出済証
1件につき6,300円の登録申請手数料
(登録できなくても必要)

お問い合わせ先

高知県歴史文化財課(銃砲刀剣類担当)
☎088-823-9112

福祉サービスで悩んだり、困ったりしていることはありませんか？

お知らせ

各種社会福祉施設(老人ホームや就労継続支援事業所、保育所など)やホームヘルプサービスといった福祉サービス利用においての疑問や悩みなどの困りごとは、その事業者との話し合いでの解決が望まれます。

しかし、話し合いだけでは解決しなかったり、直接話すことに少し抵抗を感じたりする場合もあると思います。

そのような時には「福祉サービスの困りごと解決委員会」にご相談ください。秘密厳守で対応させていただきます。

- 受付時間 9:00~16:00(平日のみ)
※年末年始は除く
- 相談 無料

所在地

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1
高知県立ふくし交流プラザ
高知県運営適正化委員会(福祉サービス困りごと解決委員会)
TEL :088-802-2611
FAX :088-844-9443
Mail:kaiketsu@pippikochi.or.jp
※FAXとメールは24時間受付

お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115

ボランティア活動推進事業費補助金について

お知らせ

町内で活動するボランティア団体に対し補助金を交付します。

- 補助対象 町内で活動するボランティア団体。ただし、以下のグループは対象外となります。
 - 町から他の助成を受けている団体
 - 下部組織を有する団体
 - 構成員が5名未満の団体
 - 「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」ではない活動が内容にある団体
- 補助金額 経費の1/2以内(上限3万円)

お問い合わせ先 健康福祉課 ☎22-3115

在宅介護手当について

お知らせ

四万十町では、在宅で常時介護を要する寝たきりや重度の認知症の方を介護している方の労をねぎらい、在宅福祉を推進するため、在宅介護手当を支給しています。

- 対象者 町内に住所を有する重度の要介護者を、3か月以上在宅で介護している方
「重度の要介護者」とは、要介護2~5で下記の寝たきりや認知症の方が該当になります。
 - ①寝たきりの場合…移動、食事、着替え、入浴および排泄に介護を要する状態の方。
 - ②認知症の場合…被害妄想やひどい物忘れなど、日常生活に支障をきたすような認知機能低下の症状・行動がみられる方。

※詳細な基準があるため訪問調査を行い、審査、決定します。
担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センター(下記)までご相談ください。

- 支給額 月額2万円
- 支給月 4月、7月、10月、1月

お問い合わせ先

四万十町地域包括支援センター
☎22-3385
地域包括支援センター大正支所
☎27-1212
地域包括支援センター十和支所
☎28-5518



クールチョイス

脱炭素社会の実現のため、一人一人のライフスタイルの転換が重要です。
太陽光発電、蓄電池やV2H充放電設備の設置で光熱費とCO₂削減に取り組みませんか？
町の補助制度をご活用ください。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎22-3119